

令和3年度「決算」を報告します

令和3年度各種会計の決算が9月の議会定例会で認定されました。決算は、町の1年間の収入や支出をまとめたもので、これにより行政活動をお金の面から知ることができます。

町民の皆さんから納められた町税をはじめ、国や県からの補助金など町の収入がどのように使われたのか、一般会計を中心に概要をお知らせします。

◆町税の内訳

町民税	個人	4億1,115万5千円
	法人	5,844万6千円
固定資産税		6億 953万7千円
軽自動車税		5,878万3千円
町たばこ税		8,840万6千円
合計		12億2,632万7千円

◆令和3年度一般会計

一般会計は、町の財政の基本を示すもので、税金などの「歳入」と、その使い道である「歳出」から成り立っています。

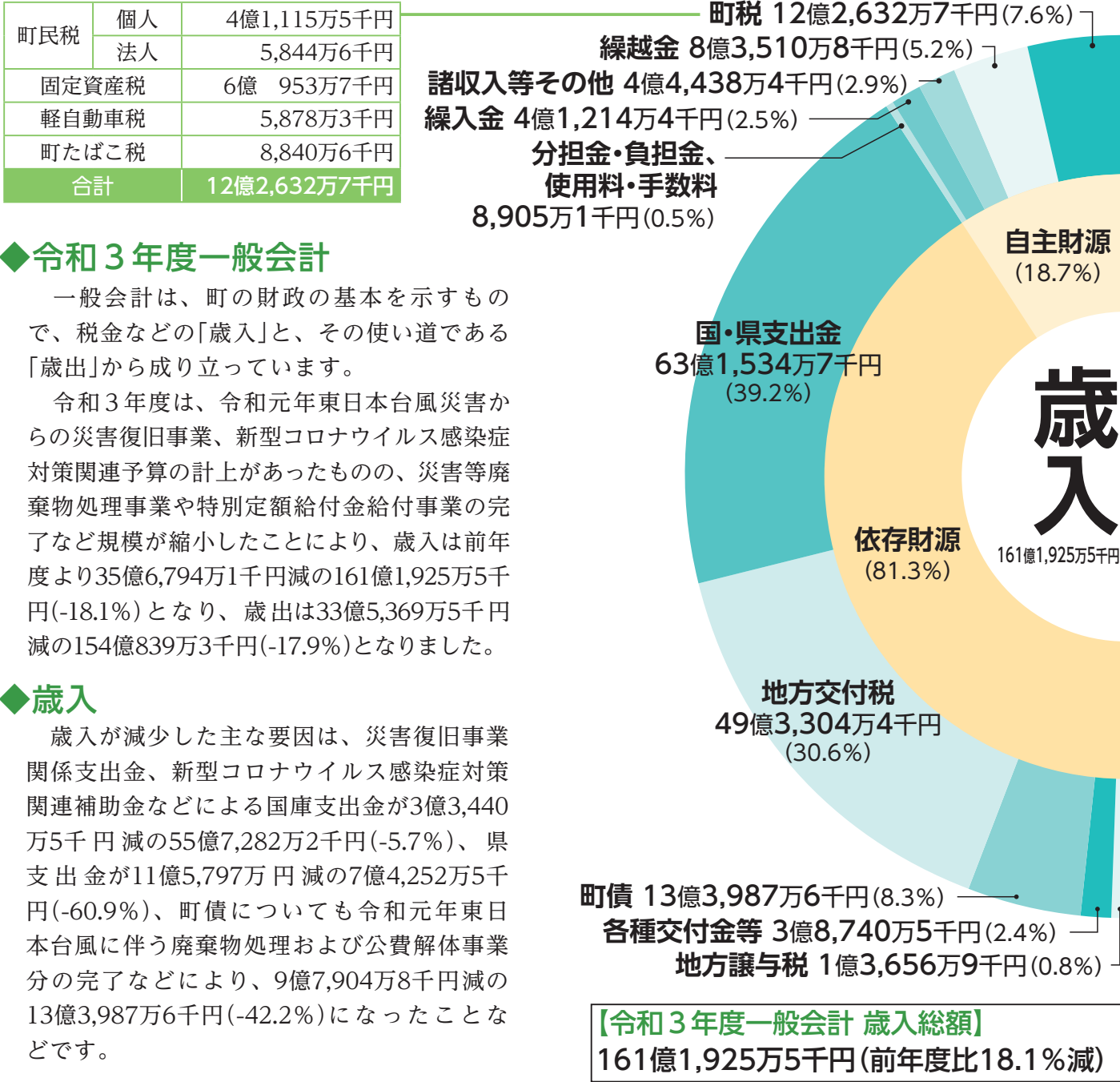
令和3年度は、令和元年東日本台風災害からの災害復旧事業、新型コロナウイルス感染症対策関連予算の計上があったものの、災害等廃棄物処理事業や特別定額給付金給付事業の完了など規模が縮小したことにより、歳入は前年度より35億6,794万1千円減の161億1,925万5千円(-18.1%)となり、歳出は33億5,369万5千円減の154億839万3千円(-17.9%)となりました。

◆歳入

歳入が減少した主な要因は、災害復旧事業関係支出金、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金などによる国庫支出金が3億3,440万5千円減の55億7,282万2千円(-5.7%)、県支出金が11億5,797万5千円減の7億4,252万5千円(-60.9%)、町債についても令和元年東日本台風に伴う廃棄物処理および公費解体事業分の完了などにより、9億7,904万8千円減の13億3,987万6千円(-42.2%)になったことなどです。

◆歳出

歳出が減少した主な要因は、令和元年東日本台風災害に伴う災害廃棄物処理関連経費20億7,409万8千円を含む衛生費が、23億9,535万2千円減の9億8,266万2千円(-70.9%)、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金13億940万円を含む総務費が25億9,131万4千円減の17億7,022万8千円(-59.4%)になったことなどです。



①災害復旧費

大雨や地震などにより被害を受けた施設の復旧に使うお金
・道路、河川、農地の復旧 など



②総務費

地域振興や一般事務などに使うお金
・地域おこし協力隊推進事業
・定住促進事業 など



③民生費

各種福祉事業を行うためのお金
・福祉医療費助成事業
・児童福祉施設運営事業



④教育費

学校教育や社会教育などに使うお金
・小中学校の教育活動
・文化財保護事業 など



⑤衛生費

健康管理やごみ処理に使うお金
・新型コロナウイルス感染症対策
・ごみ収集事業



⑥土木費

道路や町営住宅の管理に使うお金
・道路の整備および維持管理
・災害公営住宅等整備事業 など



⑦公債費

借入金の返済や利息を支払うためのお金

⑧農林水産業費

農業や林業の振興に使うお金
・町有林管理事業
・農業や畜産振興の各種補助事業 など



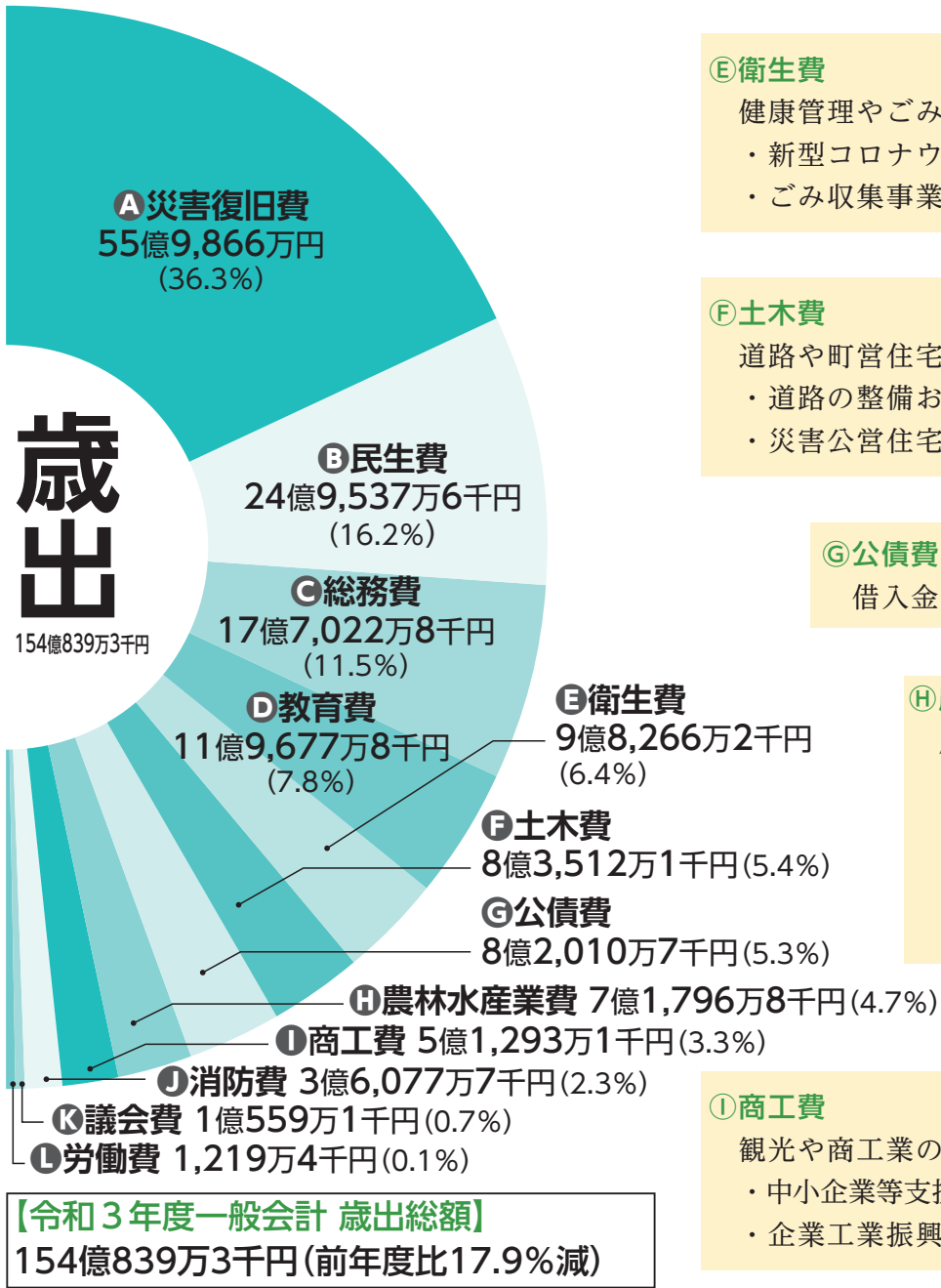
⑨商工費

観光や商工業の振興に使うお金
・中小企業等支援金、持続化給付金
・企業工業振興事業 など



⑩消防費

消防設備や消防団運営に使うお金
・原発事故対策事業
・消防団活動事業 など



⑪議会費

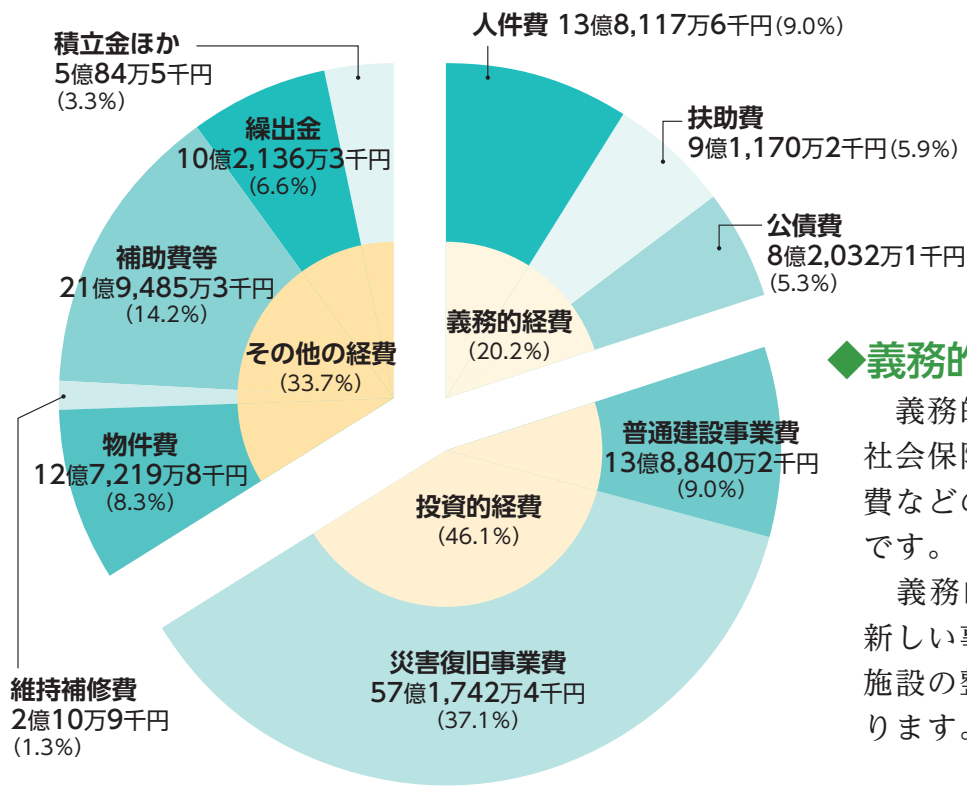
町議会の運営を行うためのお金

⑫労働費

労働者の各種支援に使うお金 など



歳出(性質別)決算額の内訳



◆義務的経費

義務的経費は、借入金の返済や社会保障制度に必要な支出、人件費などの任意に削減できない支出です。

義務的経費の割合が増えると、新しい事業に支出することや公共施設の整備を行うことが難しくなります。

◆投資的経費

投資的経費は、公共施設の建設や道路整備など施設が将来に残り、町の資本となるものに対する支出です。災害復旧費も含まれます。

◆その他の経費

その他の経費は、備品購入費や委託料などの物件費、公共施設等の維持管理費、補助金や報償費などの補助費等、一般会計から特別会計に支出される繰出金、各種基金への積立金などです。

町の経常収支比率 … 80.3%

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費とこれに施設の維持管理経費などを加えた経常的経費に対して、地方税、地方交付税といった経常的に収入される財源をどの程度充てているかを見る比率です。

丸森町の財政状況は、経常収支比率が80.3%(前年度から7.2%減)となりました。県内の町村平均は91.4%(令和2年度)となっており、100%を超える市町村は1団体、90%を超える市町村は27団体あり、近年は多くの団体で90%を超える状況にあります。

経常収支比率が低いほど自由に使えるお金が多くなります。反対に高くなるほど新しい事業や公共施設の整備など、投資的な経費に支出する財源の余裕が少なくなり、柔軟な財政運営が厳しくなります。

町の『健全化判断比率』および『資金不足率』を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和3年度決算における「健全化判断比率(4つの指標)」および「公営企業会計の資金不足比率」は以下のとおりです。

財政の健全度を判断する指標として「早期健全化基準」と「財政再生基準」があり、比率が悪化した場合には早期に財政健全化への取組みができるよう、財政健全化計画・財政再生計画を策定し議会の議決を得て財政健全化に取り組む仕組みです。

◆健全化判断比率

前年度に引き続き赤字は発生していません。実質公債費比率は9.3%で前年度の11.1%から1.8ポイント下がり、将来負担比率は4.7%で前年度の8.1%から3.4ポイント下がっています。

健全化判断比率	丸森町の状況	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	赤字は発生して	14.74%	20.0%
②連結実質赤字比率	いません	19.74%	30.0%
③実質公債費比率	9.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	4.7%	350.0%	

①実質赤字比率

一般会計等の実質収支額が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金不足・剰余額の合計が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金(公債費)および公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値

④将来負担比率

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

◆資金不足比率

公営企業会計については、資金不足は発生していません。資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、議会の議決を得て経営健全化計画を定める必要があります。

会計区分	丸森町の状況	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足は発生していません	20.0%
病院事業会計		
公共下水道事業特別会計		
農業集落排水事業特別会計		
宅地造成事業特別会計		
工場団地造成事業特別会計		